

山口県報

令和4年
11月18日
(金曜日)

目 次

○人委規則

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則



宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十一月十八日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十二号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（昭和四十五年山口県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、あらかじめ」を削り、同条第四号中「土木事務所ダム管理課」の下に「、総合開発事務所のダムの管理施設」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和四年十一月十八日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁